

件名	自殺等という不条理な死がなくなる体制づくりについて
受付日	令和4年1月4日
ご意見・ご提案の概要	岐阜県において、自殺などの不条理な死がなくなる体制づくりを行ってほしい。
県の考え方	<p>県では、生きることの包括的な支援の推進として、第3期岐阜県自殺総合対策計画（平成30年10月策定）により、自殺対策に係る総合的な施策を行っております。各種施策の推進に当たっては、医療機関、大学、弁護士、臨床心理士、NPO法人等の専門家、関係機関から構成する「岐阜県自殺総合対策協議会」にて協議・検討を行う体制を整えております。</p> <p>また、コロナ禍においては、様々な不安や悩みによるこころの健康の不調、生活苦等の問題が深刻化しておりますので、女性や若者向けに開設したLINE相談窓口「こころのサポート相談『ほっと♡ぎふ』」の開設日拡充・相談員増員のほか、精神保健福祉センター相談窓口への臨床心理士の増員配置による体制強化など、相談体制の一層の強化等にも取り組んでおり、今後も関係機関との連携により、きめ細やかで包括的な支援に取り組んでまいります。</p>
担当課	健康福祉部 保健医療課